

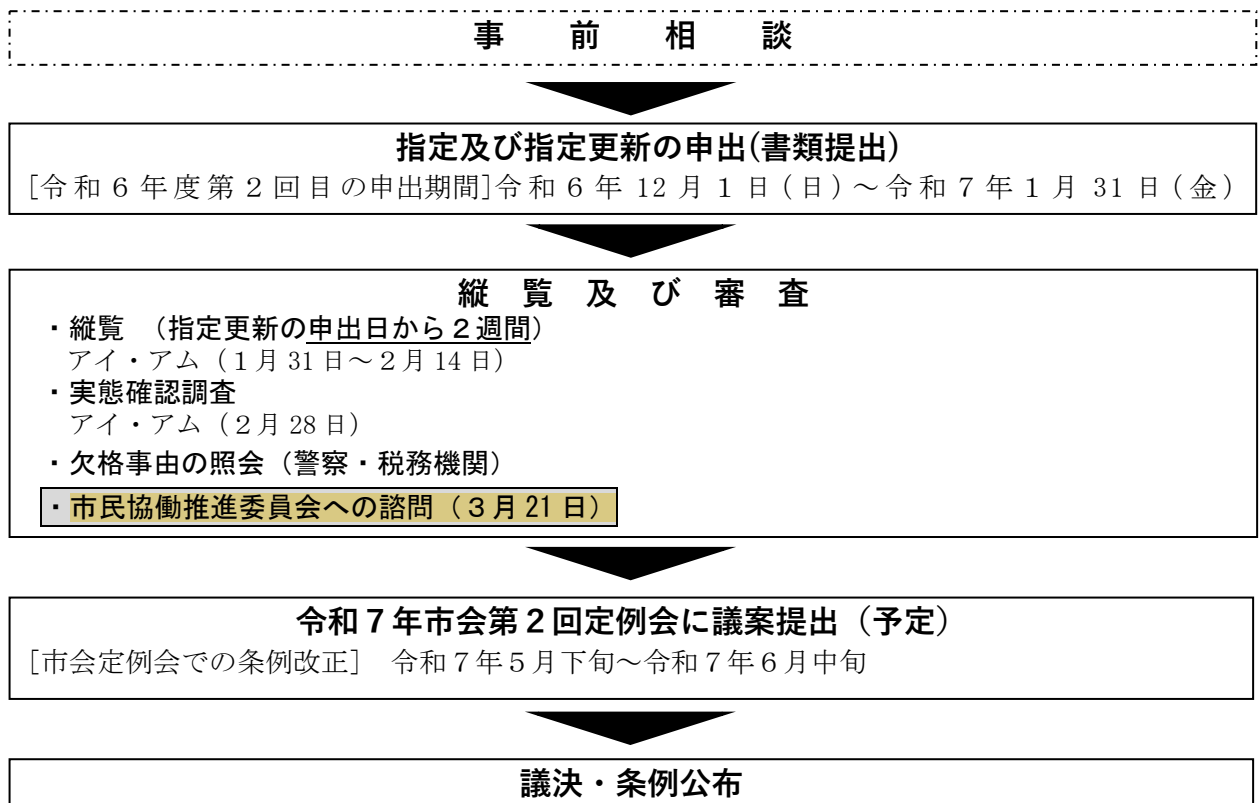
特定非営利活動法人の条例指定について

令和6年度第2回目の申出期間中に次の法人から指定更新の申出があり、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」に基づき審査を行いましたので、同条例第4条第2項の規定により、委員会のご意見をお聴きいたします。

1 申出状況

- (1) 申出期間（令和6年度第2回目）
令和6年12月1日（日）～令和7年1月31日（金）
- (2) 申出法人
特定非営利活動法人アイ・アム（指定更新）
- (3) 指定の基準の適合についての資料
申出法人の概要 【資料3-2】
申出法人の指定基準適合表 【資料3-3】
申出法人の公益要件（指定基準2）の適合について 【資料3-4】

2 申出から指定及び指定更新までの流れ



3 参考資料

- (1) 認証・認定・指定NPO法人制度の仕組み 【参考資料1】
- (2) 条例の改正（予定）の内容について 【参考資料2】

次ページあり

【関係法令】

「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」第 4 条第 2 項（抜粋）

市長は、前項の規定により指定のために必要な手続を行おうとするときは、あらかじめ、当該手続を行うことについて横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月横浜市条例第 34 号）第 17 条第 1 項に規定する横浜市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

指定更新申出法人の概要

法人名	特定非営利活動法人アイ・アム	
代表者の氏名	理事長 小俣 典之	
主たる事務所の所在地	横浜市磯子区汐見台2丁目3番地の3	
設立年月日	平成18年9月8日	
定款に記載されている目的	この法人は、障害のある方や高齢者を援助する事業を行い、障害者等が地域において主体的に暮らせるようなサービスを提供し、地域社会の福祉の発展に寄与することを目的とする。	
活動分野	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	
事業の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	
活動地域	磯子区全域及び港南区、金沢区の一部	
収支の概要 及び 資産、負債等の概要	【収支の概要】 (令和4年度) 収入合計 77,147,015 円 支出合計 70,556,835 円 収支差額 6,590,180 円 (令和5年度) 収入合計 78,434,441 円 支出合計 70,494,968 円 収支差額 7,939,473 円 (令和6年度(予算)) 収入合計 74,273,500 円 支出合計 74,111,000 円 収支差額 162,500 円	【資産、負債等の概要】 (令和5年度末) 資産合計 96,024,090 円 負債合計 4,631,226 円 正味財産合計 91,392,864 円

申出法人の指定基準適合表（指定基準2（公益要件）については、【資料3－4】参照）

	要件	確認した書類等	特定非営利活動法人 アイ・アム (指定更新)
			判定
指定基準1	市内で活動する特定非営利活動法人であること	■事業報告書等 ■パンフレット、ホームページ等	適合
指定基準2	地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること	【資料3－4】参照	適合
指定基準3	運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること		
	(1) ア 役員の総数のうちに役員及びその親族等の占める割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員の就任状況一覧	適合
	イ 特定の法人の役員又は使用人である者等の割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員の就任状況一覧	適合
	(2) 各社員の表決権が平等であること	■定款 ■総会議事録	
	(3) 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っていること	■総勘定元帳 ■仕訳帳 ■給与台帳 ■伝票類	適合
	(4) 不適正な経理が行われていないこと	■総勘定元帳 ■仕訳帳 ■給与台帳 ■伝票類	適合
指定基準4	事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		
	(1) ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物	適合
	イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物	適合
	ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物	適合
	(2) 役員等に対し報酬又は給与の支給等に関して特別の利益を与えないこと	■給与台帳 ■給与規程 ■総勘定元帳 ■活動計算書	適合
指定基準5	次に掲げる書類について正当な理由がある場合を除きその事務所において閲覧させること		
	(1) 事業報告書等、役員名簿及び定款等	■事業報告書等 ■役員名簿 ■定款等	適合
	(2) ア 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	—	
	イ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	—	
	ウ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ※指定後の閲覧対象書類	—	
	エ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項等を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	—	
	オ 事業の概要等に関する変更の届出に添付した指定基準に適合する旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	—	
	カ 助成金の支給を行った場合の助成の実績を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	—	
指定基準6	事業報告書等を提出していること	■事業報告書等	適合
指定基準7	法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実等がないこと	■特定非営利活動促進法に基づく提出書類	適合
指定基準8	設立の日以後1年を超える期間が経過していること	■登記事項証明書	
欠格事由	(1) 役員のうちに、次のいずれかに該当する者が ない		
	ア 指定の取消しがあった日以前1年内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	イ 認定又は特例認定の取消しがあった日以前1年内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	エ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反した又は刑法204条等の罪を犯し罰金刑に処せられ5年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	オ 暴力団の構成員等	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合
	(2) 指定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(3) 認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(4) 特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(5) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	■事業計画書 ■定款	適合
	(6) 国税又は地方税の滞納処分の執行が されているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■納税証明書	適合
	(7) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県税照会 ■市税照会	適合
	(8) 次のいずれかに該当する法人		
	ア 暴力団	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合
	イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合
備考1	縦覧期間（申出日～2週間）中の市民からの法人に対する意見		無し
備考2	実態確認調査日		令和7年2月28日

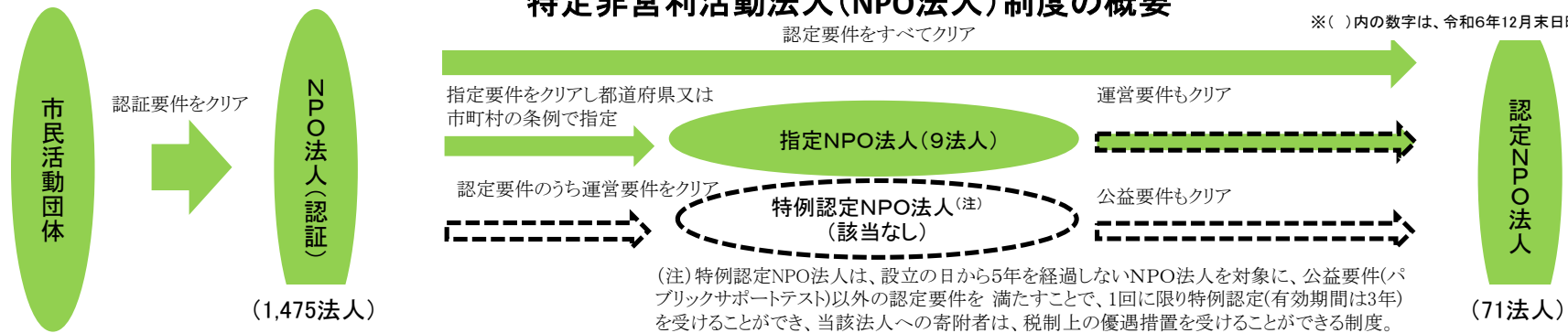
申出法人の公益要件に関する適合について

◎指定基準2：地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること

要 件	確認した書類等 (法人によって異なる)	特定非営利活動法人 アイ・アム
		法人による説明内容（申請書のとおり）
ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である ※ 次の（ア）から（オ）の項目を総合的に判断		
（ア）法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること	■過去の事業報告書等 ■委託契約書 ■協働契約書 ■後援名義使用承諾書 ■パンフレット、広報誌 ■法人ホームページ	指定障害者福祉サービス事業「生活介護事業所いそごい鳥」の運営を行っている。 この事業は、横浜市から委託、助成を受けて実施している。法人全事業の収益の約95%（実績判定期間5ヵ年で計算をする）を占めており、横浜市の障害者総合支援法に則った指定障害福祉サービス事業施策の方向性や推進に合致していると考えられる。
（イ）事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること	■過去の事業報告書等 ■法人提出の事業計画、収支予算、人員体制 ■総会・理事会の議事録 ■帳簿類	生活介護事業は、国の事業である障害者総合支援法に則った「指定障害者福祉サービス事業」の一つであることから、今後も社会に不可欠な継続的な事業として必要とされていると考える。 また、財政面では、行政から介護報酬や助成金による収入で安定した運営を行っている。
（ウ）受益の機会が一般に開かれていること	■パンフレット、広報誌	指定障害福祉サービス事業生活介護は、対象年齢の利用者かつ、利用可能な居住範囲であれば障害の種を問わず活用できる事業として運営を行っている。
（エ）自主的・自発的に独立して行われていること	■活動資料	生活介護事業に他に、横浜市磯子区役所（磯子区土木事務所）の公園愛護会制度に則り森みはらし公園愛護会として公園の清掃管理を請け負っているが、清掃管理実施時、公園清掃のみならず地域の遊歩道やバス停周辺の清掃活動を自主的に行い今後も継続的に実施していく。
（オ）その他、市民の利益に資すること	■活動資料 ■パンフレット、広報誌	生活介護事業の他に、保健福祉関係機関（区役所、区社会福祉協議会）との連携を図り、次世代の支援者の育成・地域住民に対する主尾会社理解促進の一環として、地域住民、小学校、中学校、高校生を対象に職場体験、ボランティア体験や見学会を行っている。 またコロナ禍に入る前は、障害者福祉教育の推進を目的に、近隣の小・中・高校生を対象に障害特性理解やユニバーサルデザイン、バリアフリー講演を実施し、磯子区内全体での保健福祉活動の向上に取り組んでいた。コロナ禍時は感染等の恐れもあり、講演会の実施はできなかったが、今後も障害福祉活動の向上を目指し取り組んでいくことを考えている。
イ 当該法人以外のものから支持されている実績がある		
（ア）行政等から支持を受けている実績	■委託契約書 ■協働契約書 ■後援名義使用承諾書 ■帳簿類	健康福祉局による助成 補助内容：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う事業を実施するために必要となる借地・借家費に関する補助 助成部署：横浜市（健康福祉局障害支援課） 助成期間：令和元年4月1日～令和7年3月31日（単年度毎） 横浜市からの助成（法定事業借地・借家費補助金）を受け、障害者等が地域において主体的に暮らせるようなサービスを提供し、地域社会の福祉の発展に寄与することを目的とする。
（イ）地域の住民、企業等から支持を受けている実績	■助成金審査結果通知書 ■帳簿類	磯子区社会福祉協議会による助成 助成内容：障害児者支援区分に係る活動に関する助成 助成元：横浜市磯子区社会福祉協議会 助成期間：令和元年4月1日～令和2年3月31日（単年度毎） 横浜市磯子区社会福祉協議会からのよこはまふれあい助成金を受け、利用者の地域社会参加または自立促進プログラムの提供を行った。

特定非営利活動法人(NPO法人)制度の概要

※()内の数字は、令和6年12月末日時点の法人数。



	NPO法人(認証)	指定NPO法人	認定NPO法人
1 対象	市内にのみ事務所を有すること	市内で活動するNPO法人	横浜市が所管しているNPO法人
2 要件	(1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的としていること (2) 営利を目的としていない (3) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと (4) 10人以上の社員を有すること (5) 暴力団又はその構成員等の統制の下にある団体ではないこと 等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 下記両方を満たすこと (ア) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っている (イ) 当該法人以外のものから支持されている実績がある イ 神奈川県又は県内の他市町村の条例で個別に指定されていること (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 【相対値基準】 経常収入額における寄附金額等の割合が5分の1以上 イ 【絶対値基準】 年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上 ウ <u>指定NPO法人であること</u> (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等
3 審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面上の形式審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面審査 (3) 法人事務所等での実態確認調査 (4) 横浜市市民協働推進委員会の意見聴取 (5) 横浜市委会での議決	(1) 書面審査 (2) 法人事務所等での実態確認調査
4 効果	法人格の取得 ※よこはま夢ファンド(横浜市市民活動推進基金)への団体登録申請が認められると、登録団体は事業助成を受けられる。また、寄附をした個人及び企業等に対しては、ふるさと納税制度の適用が受けられる。 (認定、指定も同様に適用)	(1) 税制上の優遇措置 (個人が寄附をした場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の8%分が市民税から控除 ※県の指定も受けた場合は、寄附金額から2,000円を差し引いた金額の2%分が県民税から控除。 市民税と合わせ10%分の税額控除が受けられる。 (2) <u>認定NPO法人になるための公益要件を満たすこと</u>	税制上の優遇措置 (1) 個人が寄附をした場合(税額控除の場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の40%分が所得税から、8%分が市民税から、2%分が県民税からそれぞれ控除。 (2) 法人が寄附をした場合 一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入。 (3) 相続人が寄附をした場合 寄附をした相続財産が非課税になる。 (4) 当該NPO法人 みなし寄附金制度の適用が受けられる。
5 有効期間	なし	5年間	5年間
6 根拠法令	特定非営利活動促進法	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例	特定非営利活動促進法 6

条例の改正（予定）の内容について

法人の名称及び主たる事務所の所在地等を、次のとおり、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」の別表の最後に追加します。

条例別表（平25条例38・平25条例68・平26条例33・平26条例84・平27条例43・平28条例35・平28条例66・平29条例25・平29条例48・平30条例43・平30条例63・令元条例7・令元条例38・令2条例26・令3条例28・令3条例53・令4条例23・令4条例42・令4条例17・令5条例34・一部改正）

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第29条の4の3第2項の期間	
特定非営利活動法人 アイ・アム	磯子区汐見台2丁目3番地の 3	令和2年1月1日から 令和7年7月31日まで	①指定更新 に伴い削除
特定非営利活動法人 STスポット横浜	西区北幸一丁目11番15号	令和3年1月1日から 令和8年12月31日まで	
特定非営利活動法人 さざなみ会	磯子区森六丁目1番10号	令和3年1月1日から 令和8年12月31日まで	
特定非営利活動法人 おれんじハウス	神奈川区栄町1番地の19	令和4年1月1日から 令和9年6月30日まで	
特定非営利活動法人 たんぽぽ会	旭区笹野台二丁目9番28号	令和5年1月1日から 令和10年6月30日まで	
特定非営利活動法人 ユースポート横浜	中区相生町3丁目61番地	令和5年1月1日から 令和10年6月30日まで	
特定非営利活動法人 森ノオト	青葉区鴨志田町818番地の3	令和5年1月1日から 令和10年6月30日まで	
特定非営利活動法人 こどもネットミュージアム	神奈川区鶴屋町2丁目21番 地の8	令和5年1月1日から 令和10年12月31日まで	
特定非営利活動法人 こまちぷらす	戸塚区戸塚町145番地の6	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	②指定更新 に伴い追加
特定非営利活動法人 アイ・アム	磯子区汐見台2丁目3番地の 3	令和7年8月1日から 令和12年7月31日まで	

- ① 指定の更新の申出があった法人の名称及び主たる事務所の所在地等を削除します。
- ② 条例別表の最後に、今回指定の更新の申出があった法人の名称及び主たる事務所の所在地及び新しい期間を追加します。